

# 中泊町農業委員会会議録

令和2年4月10日

中泊町農業委員会

令和2年度中泊町農業委員会 4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日（金） 午後13時30分～
2. 開催場所 小会議室1
3. 出席委員（12人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
			4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子		
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（3人）

委 員	3番	工藤 輝雄	8番	瓜田 益子
委 員	10番	成田 誠		

5. 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 【報告】

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について  
 報告第2号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

- 第4 【議案】

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第3号 中泊町農用地利用集積計画の決定について  
 議案第4号 中里農業振興地域整備計画の変更について  
 議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について

報告・協議事項

- (1) 業務予定
- (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 幹 人

次 長 古 川 明 彦

主 事 外 崎 健 太

## 7. 会議の概要

事務局	ただいまから、令和2年度中泊町農業委員会4月定例総会を開会いたします。
事務局	本日、出席委員は15名中 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。  はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  【異議なしの声あり】  ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。  次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  【異議なしの声あり】  それでは、議事録署名委員は、5番青山邦栄委員、6番藤田次男委員にお願いいたします。  なお、本日の会議の書記には事務局職員古川次長と外崎主事を指名いたします。  以上で日程第2を終わります。  それでは、日程第3の報告第1号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。  ◎報告第1号
事務局	3ページをお開き下さい。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。  今月の賃貸借の合意解約は、2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告1号について、何かご質問等ございませんか。  (質問無し)

議長 無いようですので、報告第2号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第2号

事務局 8ページをお開き下さい。報告第2号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和2年3月実施分)の結果について、次のとおり報告する。  
令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。3月分の農地移動あっせん申し出は3件ございました。内容については申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第2号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 11ページをお開き下さい。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第1号について、受付番号1番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員 はい。9番 坂本です。  
それでは報告いたします。去る4月2日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件でございます。調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。  
以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、2件ございました。内訳は、売買が2件です。

受付番号1番は、薄市字飛石地内の1筆の畑73平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をすることでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

受付番号2番は、宮野沢字浦島及び蛭沢地内の田と畑450平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

以上2件につきましては、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第2号

議長 続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

14ページをお開き下さい。議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第1項の規定により、下記(別紙)のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 それでは本案について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員 それでは報告いたします。去る4月2日、私と事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第5条の申請は、2件ございました。1件目の申請地は田茂木地区の畑、2件目の申請地は尾別地区の3筆の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。以上報告を終わります。

事務局

15ページをお開き下さい。

それではご説明いたします。

受付番号8番は、田茂木字鳴見地内の1筆の畑で面積は237㎡です。

転用目的は、建物敷地、宅地への用途変更であります。申請地は、昭和43年に居宅を新築、以後新たに居宅を新築するにあたり、既設建物を車庫・物置として使用するため取り壊しをせず移転して建設を計画。違反転用とは知らずに畑地に移転して現在に至っておりますが、譲渡するにあたって登記地目と現況地目との相違に気づきこの度、始末書を添付しての申請があったものであります。

周辺農地等への影響については、申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われま。

許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該当するものと判断いたしております。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

続きまして受付番号9番は、尾別地域の胡桃谷及び小谷地内の3筆の田で面積は1,730㎡です。転用目的は、風力発電設備建設に伴う設備輸送運搬路として利用することです。周辺農地等への支障については、飛散や流出を防止する等のことから問題ないものと思われま。小谷地内は許可基準に定める農地の区分としては農用地区域内農地、胡桃谷地内の申請地の区分としましては、第1種農地当該農地です。当該地は原則として許可できない農地であります。不許可の例外として、仮設工作物の設置その他一時的な利用(3年以内)である場合許可できることとなっております。よって許可相当と認められま。運用通知としましては、農用地区域内農地「第2の1の(1)のイの(イ)のb」及び第1種農地「第2の1の(1)のアの(イ)のC」を適用しております。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第3号

議長

続きまして、議案第3号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

24ページをお開き下さい。議案第3号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求め。令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。令和2年4月3日付け中農政第5号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

申請内容は、所有権移転が7件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が7件となっております。

27ページからご覧ください。受付番号1番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、高根字小金石の農地6筆、地目は田、面積は24,129㎡です。売買価格は723万8千円です。対価の支払い期限は令和2年4月23日を予定しております。

受付番号2番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は12,494㎡です。売買価格は374万8千円です。対価の支払い期限は令和2年4月23日を予定しております。

受付番号3番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は6,312㎡です。売買価格は120万円です。対価の支払い期限は令和2年4月23日を予定しております。

受付番号4番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地4筆、地目は田、面積は5,624㎡です。売買価格は140万6千円です。対価の支払い期限は令和2年4月23日を予定しております。

受付番号5番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、豊島字千鳥の農地4筆、地目は田、面積は15,109㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は令和2年4月16日を予定しております。

受付番号6番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は11,930㎡です。売買価格は300万円です。対価の支払い期限は令和2年4月23日を予定しております。

受付番号7番、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。  
関係農地は、田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は21,823㎡です。売買価格は420万円です。対価の支払い期限は令和2年4月23日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

46ページからご覧下さい。今月の利用権設定は新規が16件、再設定が4件、条件解除付の新規が1件で面積は新規、再設定合わせて248,477平方メートルです。

46ページをお開き下さい。受付番号1番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の6筆の「田」5,617平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1表の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。  
受付番号2番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,704平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は、10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

す。  
受付番号3番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」4,239平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1表の物納、方法は、毎年11月末日までに本人へ物納するとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号4番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内1筆の「田」4,442平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号5番も新規の設定で、設定する農地は中里地内ほか10筆の「田」21,145平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は高根地内の田が10アール当たり米2俵の価格、その他の田は米3表の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号6番も新規の設定で、設定する農地は中里地内の11筆の「田」41,316平方メートルです。期間は5年1ヶ月で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり中里亀山地内の田が米2俵その他の田が米3表の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号7番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内他4筆の「田」8,635平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号8番も新規の設定で、設定する農地は宮川地内の5筆の「田」15,110平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号9番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号10番も再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号11番も再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号12番は新規の設定で、設定する農地は薄市地内の3筆の「田」14,734平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1表の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号13番も新規の設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」5,458平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号14番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内他8筆の「田」13,854平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号15番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内他7筆の「田」18,438平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま



受付番号16番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」6,122平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号17番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」2,991平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号18番も新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」2,939平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号19番は再設定で、賃貸借終期を迎えるため再設定をするものです。

受付番号20番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の17筆の「田」15,847平方メートルです。期間は20年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

59ページをご覧ください。受付番号21番は条件解除付の新規の使用貸借で、設定する農地は深郷田地内他15筆の「田」36,557平方メートルと4筆の「畑」2,911平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は無し。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第4号

議長 次に、議案第4号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 63ページをお開きください。議案第4号「中里農業振興地域整備計画の変更案について」当該計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により中泊町長より別紙のとおり照会があったので意見を求める。  
令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをご覧ください。令和2年3月17日付け、中農政第254号及び令和2年3月25日付け、中農政第261号で中泊町長より当農業委員会会長宛に中里農業振興地域整備計画の変更案について意見を求められておりますので、その概要についてご説明いたします。

66ページをお開きください。所在地は次ページの土地利用計画図で示している内潟区域です。変更内容としては、農用地区域への編入で、事業目的は県営薄市飛石地区・今泉神山地区農地中間管理機構関連農地整備事業を実施するため、計画としましては、薄市飛石地区22,504㎡、今泉神山地区70,453㎡となっております。工事の施工期間は令和3年度から令和8年度までです。選定理由としては、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施により農地の大区画化・汎用化を図り効率的な営農ができるようにするためです。以上のことから農用地区域への編入は問題ないものと思われま

67ページをお開きください。所在地は田茂木地区鳴見の田、3筆です。変更内容としては、農用地区域の用途区分の変更で、選定理由は申出地の隣に事業計画者の会社事務所があり、申出地を含めた一連施設を今後の拠点地として作業の効率化及び事業推進を図るためとなっております。事業計画は農作業目的で、農業用施設用地へ2,113㎡、倉庫格納庫1棟520㎡の建設となっております。以上のことから本件は農用地区域の用途区分の変更で軽微な変更該当。事業内容をみても問題ないものと思われま

議長 ありがとうございます。これより、質疑にはいります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第3号について、異議のないものと決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それではご説明いたします。  
「農業委員会の適正な事務実施について」(農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。  
このため、今年度の下限面積(別段の面積)について議案第4号により審議するものであります。

72ページをお開き下さい。議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」農地法施行規則第17条第2項の規定により別段面積について、原状のとおりしたいので中泊町農業委員会の審議に附す。

令和2年4月10日提出 中泊町農業委員会会長。

中泊町のうち小泊地域を除く地域50アール、小泊地域の別段面積を10アールとする。

理由として、昨年同様、農業従事者の高齢化や後継者不足が著しく、かつ、周辺に規模拡大を希望する農家が少ないことなどから、新規就農を促進し農地の有効利用を図るため地域の実情を考慮し設定しているものであります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑にはいります。

議長 何かご意見等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、異議のないものと決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

議長 それでは、以上をもちまして、令和2年度中泊町農業委員会4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年4月10日

農業委員会  
長 (松坂 龍美)

署名委員  
\_\_\_\_\_  
(青山 邦栄)

署名委員  
\_\_\_\_\_  
(藤田 次男)